

**違法にアップロードされた海賊版プログラムの蔵置先 URL 提示と著作権侵害
(建築 CAD ソフトウェア海賊版事件)**

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 30 年 1 月 30 日
【事件番号】 平成 29 年 (ワ) 第 31837 号
【事件名】 損害賠償請求事件 (建築 CAD ソフトウェア海賊版)
【裁判結果】 一部認容、一部棄却 (確定)
【参照法令】 著作権法 20 条・21 条・26 条の 2・27 条・114 条、平成 27 年法律第 54 号による改正前の不正競争防止法 2 条 1 項 11 号 (現 18 号)
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25449262

東京都立大学教授 山神清和

事実の概要

X (原告) は、建築設計関連のプログラム開発等を業とする株式会社である。建築 CAD ソフトウェア「DRA - CAD11」(以下「本件ソフトウェア」)の著作者であり、著作権及び著作者人格権を有している。本件ソフトウェアは、アクティベーション機能 (正規品のシリアルナンバー等を入力しないとプログラムが起動・実行されないようにする機能をいう) により、正規のユーザー以外の者は使えないようになっており、B というモジュールプログラム (以下モジュール B) が上記アクティベーション機能を担っている。Y (被告) は、ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションサイト (以下「ヤフオク」) において、多くのソフトウェアを出品していた者である。

Y が、X の許諾なしに本件ソフトウェアをダウンロード販売等すると共に、本件ソフトウェアのアクティベーション機能を回避するプログラムを顧客に提供して同機能の効果を妨げた行為が、X の複製権、翻案権、譲渡権及び同一性保持権、X の商標権を侵害し、さらに平成 27 年法律第 54 号による改正前の不正競争防止法 2 条 1 項 11 号 (同号は現行法では 18 号に相当する) 所定の不正競争行為に該当すると主張して、X が Y に損害賠償を請求したのが本件である。

なお、「本件ソフトウェアを『C』という名前のサーバに保存したのが Y であることを認めるに足りる証拠はない」とされている。また、Y は商標権侵害については争わず、著作権・著作者人格

権侵害の成否、不正競争防止法違反の成否、損害論について判断されている。

以下では、著作権法に関する判旨のみを検討する。

判決の要旨

一部認容、一部棄却 (確定)。

1 著作権侵害及び著作者人格権侵害の有無について (判旨①)

(1) 「Y は、ヤフオクにおいて、商品名を『「DRA - CAD11」建築設計・製図 CAD』などと記載し、即決価格 4980 円で多数出品し、その際、『商品説明』欄に『DRA - CAD11』と、『注意事項』欄に『ダウンロード品同等』『インストール完了までフルサポートさせていただきます』などと、『発送詳細』欄において『ダウンロード販売』であるなどとそれぞれ記載していた。そして、Y は、ヤフオクにおいて本件商品を入札して代金を Y に支払った顧客に対し、本件ソフトウェア及び B のプログラムのクラック版 (いずれも X の許諾がないもの) が蔵置されていたオンラインストレージサイト『C』の URL をダウンロード先として教示し、かつ当該 B のプログラムのクラック版の起動方法及び本件ソフトウェアの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供していた。その結果、当該顧客は、上記ダウンロード先から本件ソフトウェア (無許諾品) 及びセットアップ CD の内容とクラックされた B Ver.11.0.1.3 を入手することができ、セットアップを行った後、クラック版の

Bを上書きすることにより、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避することができた」。

(2) 「上記事実によれば、[1] Yは、ヤフオクにおいて、あくまで『DRA－CAD11』建築設計・製図CAD自体をオークションの対象物と表示して出品しており、『商品説明』欄には『DRA－CAD11』、『注意事項』欄には『ダウンロード品同等』『インストール完了までフルサポートさせていただきます』、『発送詳細』欄には『ダウンロード販売』と記載されていたこと、[2] かかる表示を見てオークションに入札した顧客も、当然、本件ソフトウェアを安価に入手する意図で入札を行ったと推認できること、[3] Yは、顧客に対し、本件ソフトウェア及びそのアクティベーション機能を担うプログラムのクラック版（いずれもXの無許諾）のダウンロード先をあえて教示し、かつこれらの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供し、その結果、顧客が、本件ソフトウェア（無許諾品）を入手した上、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避してこれを実行することができるという結果をもたらしており、Yの上記行為は、かかる結果を発生させるのに不可欠なものであったこと、[4] Yは、営利目的でかかる行為を行い、後記3認定のとおり多額の利益を得ていること、以上の事実が認められる。

これらの事情を総合すれば、上記(1)の一連の経過により、Yは、本件ソフトウェアの一部にXの許諾なく改変（アクティベーション機能の回避）を加え（本件ソフトウェアの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、変更等を加えて新たな創作的表現を付加し）、同改変後のものをダウンロード販売したものと評価できるから、Yは、Xの著作権（翻案権及び公衆送信権）並びに著作者人格権（同一性保持権）を侵害したものと評価すべきであり、これに反するYの主張は採用できない。なお、Xは、譲渡権侵害を主張しているが、有体物の譲渡ではなくソフトウェアのダウンロードが行われたものとして、公衆送信権が侵害されたものと解すべきである。

他方で、Xは、Yが本件ソフトウェアをオンラインストレージサイト『C』において記録蔵置（複製）している旨主張するが、本件ソフトウェアを『C』という名前のサーバに保存したのがYであることを認めるに足る証拠はないから、Xの上

記主張は採用できない。」

判例の解説

一 本判決の意義¹⁾

1 本件における特徴的な事実関係

本判決は、直接リンクを張ったわけではなく、著作権者の許諾を得ずにアップロードされている海賊版ソフトウェアのダウンロード用URL（蔵置先URL）を、インターネット・オークションの落札者に提示²⁾することで可能となる比較的新しいタイプの「海賊版ソフトウェアのダウンロード販売」に関する裁判例である。この手の海賊版の販売においては、物理的なメディアの違法複製を行った上で、その複製物を落札者、申込者に譲渡する形を取ることが多かったが、近年は、ネットワーク環境の向上とともに、ファイルサイズの大きいものもいわゆるクラウド上のストレージサービス経由で受け渡し可能になっているので、ストレージサービスに違法な複製ファイルをアップロードした上で、落札者らには、当該ファイルへのリンクのみを示すことで、ファイルの受け渡しが可能となっている。注目すべきは、判旨①末尾に示されるように、本件ソフトウェアやモジュールBをY自身がアップロードしたとは認定されていないことである。

2 ハイパーリンクと蔵置先URL提示の異同

我々が一般に「インターネット」や「Web」という場合、それが指し示すものは、「HTML (HyperText Markup Language)」によって書かれたハイパーテキスト (Hypertext) の集合体であって、ハイパーテキストを結び付ける仕組みが「ハイパーリンク (Hyperlink)」=我々がいうところの「リンク」である。リンクがもたらす機能は、インターネットにおける情報共有の基幹的機能であり可能な限り尊重されなくてはならない³⁾。

HTMLの文法に従ってURLを記載したものがハイパーリンクになるが、一方本件ではURL自体が提示されており、ユーザーがそれを利用するにはワンクッション必要となる。とはいえ、現在では、ハイパーリンクを設定する行為とURL自体を提示する行為は機能的にほぼ差違が無くなっており、同等に評価すべきであり、本判決を読む上でもこの点は念頭に置くべきであろう。

そうすると本件の事案は、実質的にリーチサイトと共通性を有すると考えてよく、本判決がリーチサイトの規制に対してどのような意義を持つかがクローズアップされてくる（後述）。

3 アクティベーション回避の流れ

判旨①第1パラグラフに記されたアクティベーション回避の流れは、その書きぶりに誤りと思われる部分があるので、念のために整理しておく。間違いと思われるのは、「上記ダウンロード先から本件ソフトウェア（無許諾品）及びセットアップCDの内容とクラックされたB Ver.11.0.1.3」を入手できるというくだりである。本件ソフトウェアはセットアップCDに包含されているはずであり、ダウンロードURLをクリックするか⁴⁾、コピーした上で、ブラウザのアドレスバーにペーストし、開くことで得られるのは、セットアップCDのディスクイメージ（ISOファイル）と改竄されたモジュールBであろう。

代金をYに支払った顧客は、これらの2つのデータを手にした上で、マニュアル書面に従い、セットアップを行った後、クラック版のモジュールBを上書きすると、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避することができるようになるわけである（判決文第2事案の概要、1前提事実、(4)被告の行為ウ参照）。

4 判決の位置づけ

本判決は、ダウンロード型の海賊版販売行為であるが、既にこのタイプに関する裁判例は刑事事件を含めていくつか存在し、一般には、このような場合にはアップロード者とオークション出品者が同一人物であることを前提に公衆送信権又は複製権侵害の成立を認めてきたようである⁵⁾。ところが、本件では、両者が同一人物であることが証拠上認定できないために、著作権、著作者人格権の規範的侵害主体であると認定した点が特徴的である。そしてこれは、我国における違法にアップロードされた他人の著作物へのリンクを張る行為についての裁判例の中でも、異色であることに注意が必要であろう。

二 判旨①「著作権侵害及び著作者人格権侵害の有無」について

1 公衆送信権侵害について

他人の著作物にリンクを張る行為が、著作権法上どのように評価されるかが、近年クローズアップされているが、この問題については比較的古くから学説⁶⁾上検討されていたし、外国においてはいくつかの裁判例⁷⁾が存在していたが、我国においても裁判例が蓄積されつつある。

本件はリンクを張る行為を行っているわけではないが、既に見た通り、その実質は異ならないので、違法にアップロードされた他人の著作物へのリンクを張る行為についての裁判例を見てみると、公衆送信権侵害も侵害幫助責任も認めなかった[ロケットニュース24事件]⁸⁾、公衆送信権・複製権侵害を認めなかったリツイート事件下級審⁹⁾、侵害幫助責任を認める[ペンギンパレード事件①、②、③]¹⁰⁾が存在し、これらに比べると異色の裁判例といえる。

EUにおいては、違法にアップロードされた著作物にリンクを張る行為は、情報社会指令3条1項にいう「公衆への伝達」をする権利を侵害するとされるのに対して、我国では公衆送信権侵害を否定する裁判例が多い中、本判決は権利侵害の幫助ではなくあえて直接侵害を肯定した。我国の「送信可能化」等の定義はかなり厳格であり、単にURLを提示する行為が著作物の送信可能化や公衆送信に当たるとはいえないので、本判決は規範的な侵害主体である（侵害したものと評価すべき）ことを、URLが秘匿状態にあり、その情報が取引価値を持つことを前提に、Yの行為が落札者による本件ソフトウェアの入手に不可欠であったことや、Yが自己の行為として営利目的で行っていることを重視して認めたのであろう。

Yを規範的侵害主体とするロジックは、[まねきTV事件上告審]¹¹⁾との関係でどう読むべきか判然としない。[まねきTV事件上告審]の示した規範によるならば、送信主体は、本件ソフトウェア・モジュールBを『C』にアップロードした氏名不詳者ということになる。営利目的のYの行為により初めて本件ソフトウェアとモジュールBを入手できた事実を重視する本判決の基準は、事案を異にするとはいえない[まねきTV事件上告審]の基準から、かなり乖離していると言わざるを得ない。

一方、Yを物理的侵害主体と認定する道も残されていたようにも思われる。本件で提示されたURLがどのようなものであったかは判決文からは

わからないが、ランダムな文字列が含まれ、その URL を生成した者すなわちアップロードを行った者しか知り得ないのであれば、それはとりもなおさず、Y がアップロード者と等しいか、緊密な関係を持つことを示す。等しい場合に、Y をアップロードした者自身と評価することは、それほどおかしいことではない。また、緊密な関係を持つ場合でも、アップロード者を手足としていることに着目するほうが、Y を規範的侵害主体とするわかりやすい基準となるのではないか。

2 翻案権侵害について

本判決は Y の翻案権侵害を肯定しているが、そもそもクラック版モジュール B をアップロードした者が、モジュール B の改変を行ったと考えるのが自然である。そうであればアップロード先の URL を提示しただけの Y が翻案行為を行ったと考えることは無理がある。また、本判決と同じ原告が提起した訴訟で示されるように、クラック版を作成することは元のファイルを大きく変更することは少ない¹²⁾。仮にモジュール B とクラック版モジュール B が大きく異なるのであれば、それはもはや著作権法で規律するのではなく、不正競争防止法の守備範囲となるであろう。翻案行為とは、元の著作物にさらに翻案者の創作性を付加する必要がある。アクティベーション機能を回避（無効化）できるようにモジュールを改竄することは、同一性保持権侵害にとどまるのではないかと思われるし、法的効果としてはそれで十分であろう。この点、本判決はかなり不用意なものといわざるを得ない¹³⁾。

三 終わりに

リンク行為と著作権侵害を考える上で、必ず出てくるリーチサイトの規制については、令和 2 年著作権法改正で一応の立法的解決を見た。しかし、一般的な掲示板や SNS などは規制対象から外れているので、本判決の射程がいかなるものかは今後も検討に値するであろう。

本判決の事案では、ある種の高額販売であることが明白であるので、Y が何らかの形で侵害責任を負うという点については賛成するが、判旨のロジックには欠陥もあり賛成できない。

●—注

1) 本件に関する評釈は次の通りである。

小泉直樹「ネットオークションを利用したクラック版プログラムの提供主体〈知財判例速報〉」ジュリ 1521 号 8 頁、谷川和幸「権利者の許諾を得ずにアップロードされているソフトウェアのダウンロード先 URL を提示する行為が公衆送信権の侵害に当たるとされた事例〈判例研究〉」福法 63 巻 1 号 201 頁、坂田泰弘「建築 CAD ソフトウェア事件：違法ソフトウェアの設置先の URL と該ソフトウェアのセットアップ方法のマニュアルとを提供する行為に係る著作権侵害の成否が争われた事例〈知っておきたい最新著作権判決例 1〉」パテント 72 巻 11 号 21 頁。

2) 判決文では「教示」という単語が使い分けられていないが、「URL や、その他諸々のマニュアルに記載の情報」を提示して、結果としてアクティベーション機能を回避できるように教えることが「教示」であるはずなので、本稿では使い分けることとする。

3) ハイパーリンクについて詳しく検討したものとして、福市航介「リンクと自動公衆送信権」コピーライト 682 号 24 頁がある。

4) メールソフトによっては URL を自動的にハイパーリンクに変更して表示してくれるものが多い。

5) 判例集未登載の事件も多くその概要については、谷川・前掲注 1) 205 頁以下に委ねる。

6) 中山信弘『著作権法〔第 3 版〕』（有斐閣、2020 年）307 頁以下、谷川・前掲注 1)、福市・前掲注 3)、作花文雄『詳解著作権法〔第 5 版〕』（ぎょうせい、2018 年）664 頁以下、奥郵弘司「違法公開著作物へのリンク・リーチサイトと著作権：日米欧の議論の状況（小特集リーチサイト規制の諸問題）」NBL1121 号 12～18 頁など参照。

7) 外国の裁判例は紙幅の関係で省略せざるを得ないが、例えば作花・同上 666 頁以下参照。

8) 大阪地判平 25・6・20 判時 2218 号 112 頁。

9) 東京地判平 28・9・15 判時 2382 号 41 頁、知財高判平 30・4・25 判時 2382 号 24 頁。なお、これらはインラインリンクに伴う氏名表示権・同一性保持権の侵害において地裁が否定、知財高裁が肯定と判断が分かれることとなった。なお上告審である最三小判令 2・7・21 民集 74 巻 4 号 1407 頁では、氏名表示権侵害のみが判断された。

10) ①札幌地判平 30・5・18 平成 28 年（ワ）2097 号、②札幌地判平 30・6・1 平成 28 年（ワ）2097 号、③札幌地判平 30・6・15 平成 28 年（ワ）2097 号（何れも判例集未登載）。

11) 最三小判平 23・1・18 民集 65 巻 1 号 121 頁。

12) 東京地判平 27・2・12 平成 26 年（ワ）33433 号。

13) この他、当事者が主張していない公衆送信権侵害を譲渡権侵害に置き換えて判断していることについて、処分権主義から見ていかなるものかと思われる（同旨、谷川・前掲注 1）236 頁。そこでは救済を行わなかった裁判例が紹介されている）。